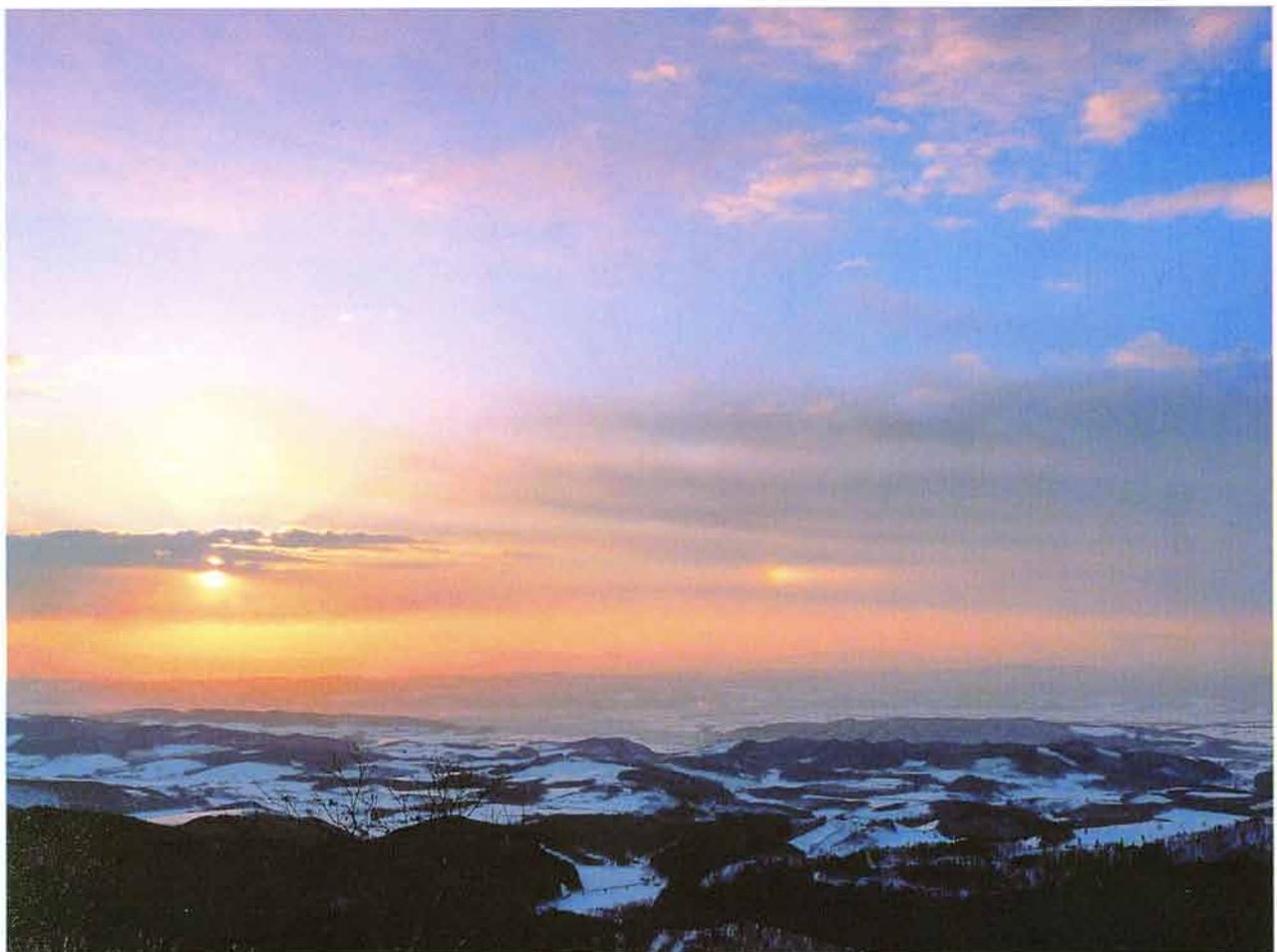


2010.3.19

釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会



Vol.111

会長ご挨拶・各種行事参加報告ほか

111号目次
CONTENTS

- | | | |
|----|---|--|
| 3 | 新年のご挨拶 | 釧路司法書士会長 神津莊平 |
| 4 | 研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度日司連中央研修「倫理」について
理事(研修担当) 上野裕司 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック新人研修について 研修委員 近江孝介 | |
| 6 | 東京での一日 | <ul style="list-style-type: none"> ・「日司連綱紀委員長会議に出席して」
綱紀委員 杉本義明 |
| 7 | 政治連盟と私 | 政治連盟釧路会幹事長 志築和廣 |
| 7 | 一日合同行政相談に参加して | 釧根支部 中村圭佐 |
| 8 | 自殺予防シンポジウム参加に当たって | 釧根支部 木村佳子 |
| 9 | 会員の動き | |
| 10 | 業務日誌 | |
| 12 | 編集後記 | 会報編集委員 小林伸兼 |

《表紙の写真》

に ころ やま
仁頃山

(北見市内から約25キロ、北見市と佐呂間町に跨って位置する標高829mの山) 山頂からの珍しい現象。中央の虹色が幻日。平成22年1月31日午前7時5分撮影。

北網支部 真貝康夫事務所 提供



新年のご挨拶

釧路司法書士会

会長 神津莊平

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様並びにご家族の皆様、また補助者の方々も穏やかな平成22年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

日頃より、会の運営、また様々な各方面からの相談会等の要請、担当者会議等への出席、伝達研修のための研修要請などご協力、ご理解を戴き深く感謝申し上げます。

昨年5月に会長に就任以来、その重責と会長職務に追われ、前会長、またその前会長と歴代会長のご苦労を感じているところでございます。昨年は、釧路地方法務局根室支局の中標津出張所への統合に反対し、その存続を求める決議が日本司法書士会連合会の定時総会においても全会一致で可決されたことは釧路会にとっては大きな力となり、その後の法務省への説明と決議文の提出においても大きな影響があったものと信じております。今後の情勢を見守りたいと思っております。

さて、昨年10月にマスコミ各社より、福岡、佐賀、長崎の各県、また東京の一部の認定司法書士による報酬隠しに関する報道がなされました。これは極めて遺憾なことであり、国民の司法書士に対する信頼を著しく損なうこととなり大変残念なことであります。当釧路会においてこのような申告漏れ等がないよう、会員の皆様に強くお願いを申し上げるところであります。本年2月には日司連主催の地域開催一般実務研修会として司法書士法（倫理、懲戒）が開催されますので、多数出席してい

ただければと思っております。司法書士に対する社会の見方はより厳しいものとなっておりマスコミの眼もより鋭く我々を見るようになっております。司法書士倫理を厳守していくなければなりません。

平成20年以降、全国の自殺者は3万人を超えたことから政府もこの対策に力を入れることとなり、日司連及び北海道ブロックにおいても防止のためのセミナー、相談会、自殺対策研修会を開催し、またハローワークにおいてもワンストップサービスディの実施等において司法書士会への協力要請があったことから会員の皆様、日々実務多忙の中、ご協力をいただいており、心より感謝申し上げます。今後も更なるご協力をお願い申し上げます。また、相談センターを釧路に統一して、帯広、北見に開設し広報活動とともに、地域への貢献ができるることは皆様の協力をいただいた結果であります。今後も引き続きお願い申し上げます。

お願いばかりのご挨拶となってしましましたが、ADR、司法過疎対策、新人研修実施、倫理研修、特に本年は債権法改正に関する研修等も実施したいと考えております。どうか、皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

最後になりましたが、今年もまた会員の皆様、またご家族皆様が健康であり、釧路司法書士会にとって実り多い年となるよう祈念し、年頭の挨拶といたします。

研修

平成21年度日司連中央研修 「倫理」について

理事（研修担当） 上野 裕司

師走を迎え、本年も終わりに近づき今年一年の過ぎる早さに困惑しきりの日々であります、去平成21年12月5日東京は四谷の日司連会館にて開催された「倫理」に関する研修会のご報告をさせて頂きます。

午前11時過ぎの第1講は、「専門職倫理の原理」と題した基調講演で名大大学院法学研究科の森際康友教授を迎えるました。

第2講は、午後からパネルディスカッションによる「職業倫理と法曹倫理について」と題してコーディネーターに安藤理事、パネリストに名大森際教授、中京大飯室教授（元記者）、藤田弁護士（元判事）、中久保理事を迎えるました。

第3講は、「法律専門職能として将来の司法書士倫理」と題したパネルディスカッションで前講のパネラーに小澤中央研修員を加えました。何れの内容も充実したもので、私は終了時にはやや興奮気味な気持ちで小雨降る中ホテルへと戻りました。

1. 第1講「専門職倫理の原理」について

倫理とは、司法書士の倫理として職責から来るものとしか考えていなかったので、私にとって森際教授の講義には司法書士のための講義から国際社会の倫理観につながる一般教養を深めるもの、あるいは日本の持つ倫理観との違いを明瞭に知る機会となるものでした。

① 倫理の種類として、個人倫理・政治倫理

（公共の倫理）・職業倫理（職能団体の倫理）に分かれるのは予想の付くところでしたが、各々の倫理が個人にあっては西洋と東洋（日本）との思想的違い、政治にあっては時代による変遷、そして職能団体の公共性論に基づく性質などからは、多くの認識を要するものと考えさせられました。

② 私の日本における倫理が江戸時代から引き継がれ新渡戸稻造が明瞭化した武士道のような道義のあるいは正義感としての倫理が一貫して全ての倫理に繋がっているものとして、これまで抱いていた考えは、大きく転換しなければならないものようです。

③ 個人主義の西欧の倫理は、日本のような団体の倫理として個人の欲望の排除ではなく、むしろ肯定的で自らの生あるいは価値観の探求にあるらしく、自分のための社会との調整する思考のようです。日本で、社会のために自分を律するものとは明らかに違うのです。

政治倫理も、西洋の歴史をみると確かに思想が時代と共に変遷し、民主主義の多数決（功利主義）から人権尊重（リベラリズム）、自由平等（自由奔放：リバタリアニズム）そして多元文化主義（フェミニズム）への変遷があること、植民地を築いた時代から国際社会へと変わってきたことを示すようですが??難解です。

職業倫理にあっては、公権力の補助者

的地位として公共財が機能するために要請される倫理であると…わかるような、わからぬようだ。

- ④ 職業倫理は宗教職・医師・法律家をして、専門職倫理の中でも公益性と高度の技術そして組織（自治・後継者養成）を有するものとして古来からプロフェッショナルといわれ、他の専門職と区別されているとのこと。
- ⑤ そして、司法書士の法曹としての倫理は、難解極まる。

登記申請を中心としてきた司法書士は、当事者の双方代理を手続の基本としてきたものであるところ、これまで司法制度の一翼を担ってきた点はあるものの、司法改革において法曹としての位置づけにより方向転換を余儀なくされるに至ってしまった。

法学部の教授も弁護士会の重鎮も、認めるところである司法書士の倫理は難解極まる！

司法書士の三つの顔の特殊事情

- a コンサルタント b 手続代行者
- c 代理人（有資格者）

2. 第2講「職業倫理と法曹倫理について」
- 第3講「法律専門職能として将来の司法書士倫理」について
- ① 司法書士会が望んでいた将来の司法

書士像として、法曹界に参入を果たした今、多くの不安要素が過ぎることになっている。

今まで、普通に接していた銀行員・提携先や顧客とのやりとり…一切の事情が配慮を要するものとなっていることを、法曹界から突き付けられている。

- ② 司法書士は、双方代理と代理人との職責において全く性質を異にしており、また、相続の相談（コンサルタント）はややもすると他の相続人との対立の構図となり、各々仲裁（ADR）としての役割を色濃くすることになる（質疑応答にも多々現れました）。
- ③ 司法書士全体が、公共財（実定的正義、法務サービス）の提供者として法律関係にかかる制度たる社会インフラの管理・監督者として努めることを嘱望されている…との刺激的な話など多岐にわたるパネルディスカッションでした。

3. 最後に

司法書士の社会的地位は、司法改革によって飛躍的に向上したと云えるのかもしれません、反対に多くの職責が追加されているようです。これには、これまでの実績とは全く別な職責であるために困惑を強める事もありますが、三つの顔を持って社会を支える地域の人材になるべく努めたいと考える次第でありました。



ブロック新人研修について

研修委員 近江 孝介

今回のテーマである「ブロック新人研修」についてですが、まず、最近の新人研修の流れについて大まかに説明いたします。

最初に、全国の司法書士試験合格者が東西

に分かれて受講する全国研修が1月下旬に約1週間の日程で開催され、東日本は茨城県つくば市で行われます。その後、2月に約1か月間の日程で簡裁代理権の認定を受けるため

の研修が札幌で行われます。そして、最後を飾るのが3月中旬に行われる北海道ブロック主催のブロック新人研修で、場所はこれまた札幌で1週間に渡って開催されます。

ブロック新人研修の対象は、その年の司法書士試験合格者と大臣認定を受けた者のうち、受講後1年以内に北海道内で登録予定の者となっており、例年35名くらいが参加しています。研修はかなりハードなスケジュールで7日間は休みなしで朝9時から夕方の6時まで、1コマ90分程度の講義がぎっしり詰まっています。研修内容は、登記、裁判、成年後見からリーガルカウンセリング・ADRまで多様な内容で構成されており、講師は北海道ブロックの現役の司法書士が担当しています。そのうち、我が釧路会は3コマ、不動産登記の講義を担当することになっております。多忙な中、講師を快く引き受けさせていただいております、吾孫子先生、河合先生、有賀先生にはこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

ちなみに私は、ブロック新人研修の実行委員として、カリキュラムの作成からテキストの作成・修正、講師の依頼、当日の会場運営、講義終了後のアンケートの集計などの仕事をしています。

ブロック新人研修の実行委員を担当して苦労している点は、一口に「新人」と言っても受講生のレベル、興味の対象がかなり異なっている、という点です。全ての受講生が満足するものを提供するのはなかなか難しいと感

じております。

不動産登記を例にとっても、完全に受験テキストの中の知識しかなく、緑色の紙の登記事項証明書を見たこともない者（近年は最も多い）から、補助者として経験のある者、さらには長年に渡り登記行政に関わっていた方など、さまざまなレベルの受講生が参加していますので、どの辺りのレベルに合わせてよいかという点で苦労しております。また、年齢もバラバラで、法務局に長年勤務されていた方から、社会人経験すらない現役の大学生までが一緒になって受講しておりますので、おのずと興味の対象も異なり、例えば訴訟や成年後見など比較的新しい分野にはあまり興味を示さない受講生もいる一方で、むしろ、登記よりもそちらの方を詳しく聞きたい、という者もいて、毎年カリキュラムを決める時点から苦労しております。

私は、平成16年に司法書士試験に合格し、翌年に登録・開業しておりますが、登録した直後からこの新人研修の実行委員を担当しております。元々、なぜ私が担当することになったかと言えば、釧路会の中では一番「新人の気持ちが分かる者」ということで白羽の矢が立ったと記憶しております。喜ばしいことに釧路会にも私より合格年度の新しい会員が増えており、来年度まで精いっぱいこの役職を担当させていただいて、その後はこの場を後進に譲りたいと思います。（中島先生、金田先生、よろしくお願ひします。）

東京での一日



「日司連綱紀委員長会議に出席して」

綱紀委員 杉本義明

平成21年10月23日綱紀委員長会議に出席するため前日の午後から上京しました。司法書

士会館へ行くのは初めてでしたが、四ツ谷駅から10分程度ですと案内されていましたので、

その近くに投宿しようと地元の旅行会社に手配したところ、なぜか四ッ谷三丁目駅近くのホテルに泊まることになりました。ホテルのレストランでは晩酌をするわけにもいかず、近くの炉辺で静かに二晩を過ごしました。

さて、先の会議ですが、今回が初めてということで全国49の会から82名の役員または委員が出席して開かれました。近年は綱紀に関連する事案が増加傾向にあるため、その取り扱いの統一化を図ることが主な目的であります。

会議の内容については全てについて公開できない部分もありますので、私なりに気のついた点を述べてみたいと思います。

1. 当会の綱紀委員会規則は連合会で示された「規則基準」に沿って制定されたものと思われますが、「調査報告書」等の雛形は示されていません。今回の会議では東京会の雛形を全国各会の「規則」にマッチするように引きなおし、これにコメントを付し

て資料として配付されました。今後の参考になると思います。

2. 法務局が行う「懲戒処分」は、会とは関係なく行われますし、登記申請の当事者に損害が発生してもしてなくても行われるのが実情です。

3. 本人確認や意思の確認は司法書士の業務の重要な要素といわれ、「犯罪収益移転防止法」施行以前から行われていました。変わったのは記録を保存するという点です。（これがまた事件処理以上に手間がかかるんです。）

4. 倫理綱領は司法書士各人がこれを実践することですが、会としても啓発する必要があるように思います。「懲戒処分事例」や「注意勧告事例」はそのような目的で「月報司法書士」で公表しています。

参考 現在綱紀事案が無い会は6会、東京会は51件が未処理。

政治連盟と私



政治連盟釧路会幹事長 志築和廣

明けましておめでとうございます。

思い起こせば、当時、政治には無関心な私が、日本司法書士政治連盟釧路会の幹事長に就任したのは昭和63年の定時大会のときです。坂下尊新会長の強力なリーダーシップの下で微力ながら政治連盟釧路会の運営に当たりました。平成7年には、本会会長を退いた金倉孝志会員を新会長に向かえ、光陰矢のごとし、現在まで無事に活動できましたことは偏に会員皆様のご支援とご理解の賜物と衷心より感

謝申し上げます。

さて、平成21年は、本会会長を退いた中村圭佐会員を新会長に向かえ、政変渦巻く中への船出となりました。本会では、根室支局の統廃合反対の決議があり、政治連盟釧路会の活動目標の一つになりました。本議案は、道ブロック、連合会、北海道政治連盟ブロックでも決議され、全国会員の賛同を得るに至りました。その結果、具体的な活動として、10月1日に連合会協力の下、里村日司連専務理

事、神津会長と中村政連会長の代理として私の三名で法務省へ出向き、単なる統廃合の問題ではなく北方領土問題と捉えて頂きたい旨を陳情致しました。因みに、法務省側は、民事局登記所適正配置対策室長内野宗揮氏、同室補佐官土手敏行氏、同室法務事務官横山智宏氏の対応で、配慮するとの感触を得ました。続いて、議員会館へと足を運び、北海道選出の国会議員のうち参議院議員5名、衆議院議員9名へ趣意書を持参し陳情を行って参りました。

ところで、先の衆議院の解散総選挙の結果は、周知の通り民主党の大勝利で、大多数の国民は政権交代を選択しました。思うに、政権が交代しても、真先に注目されるのは、政治資金規正法違反事件に代表される政治と金の問題です。

斯様に、政治と金の問題は厄介なもので、

翻って、当会は、会員皆様の善意の会費によって、公明正大に運営してきたと自負しております。

ところが、不勉強と言わればそれまでですが、総選挙後、日本司法書士政治連盟から政治団体の届出をしていない単会政治連盟が全国に数会あり、政治資金規正法上の問題がある旨の連絡が入り、釧路会も該当するので善処してほしいとのことでありました。早速、政治団体の届出を済ませたところです。会員皆様には、大変ご迷惑をお掛けしましたことを反省するとともに、詳細につきましては定期大会でご報告させて頂きたいと存じます。

最後に、司法書士制度の更なる発展のため、また、会員皆様の賛同が頂ける様、本年も活動していく所存です。今以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

一日合同行政相談に参加して



釧路支会 中 村 圭 佐

平成21年10月22日北海道管区行政評価局主催の一日合同行政相談会が釧路市アベニュー・クシロ4階特設会場で開催された。

司法書士会釧路支部から私一人が参加したが、司法書士会の他には釧路市、釧路地方法務局、釧路弁護士会など8団体が参加機関であった。

午前10時から午後4時までと長丁場であるし、いろいろな相談会に出席したことがあるが相談者の数はいつも少なく、法務局登記官、弁護士や公証人の先生方も出席しているので安心し高を括っていた。六法全書の他に読み

たい本を何冊か持参した。しかし、私の考えは開会と同時に崩れさり行列のできる相談会となった。

次々と相談者が現れ、受付の方が次の相談者がおりますとのカードを示される始末である。相談内容は、相続分の算出や遺言書の書き方、損害賠償事件等多岐にわたった。他のブースを見ても空いている所はないのである。

登記等権利関係の相談もあった。相談内容を記録紙にまとめているとお昼を過ぎていた。昼食をと思っていると、午後1時には相談者が来ると言われあわててすませる状態である。

持ってきた本は開くことなく、午後4時である。隣の弁護士の先生のブースはまだ続いていた。

次回からは二人体制で臨んだ方が効率的で相談を受ける方も時間に追われず適切に対応

できるだろう。

相談者はどこに相談したらよいかわからず、多くの行政機関が参加しているこの相談会に来たようにも思われる所以、この種の相談会の開催が必要であると実感しました。

自殺予防シンポジウム参加に当たって



本会報発行前後に、北海道各地で自殺予防「ゲートキーパー」研修が開催されます（主催：北海道保健福祉部他）。この度私は1月に釧路市と帯広市で開催される各研修において、僭越ながら司法書士による自殺対策をご報告する役目をいただきました。

今回、これにちなんで会報に原稿を寄せさせていただきます。

1. 自殺者数

それまで年2万人程度で推移していた自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人以上に上っています。この数を実感するのは難しいですが、過去10年で十勝管内（平成21年9月末時点）で人口353,858人）が無人になったイメージはどうでしょうか。

釧路管内の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺割合）は国・全道いずれよりも高率で年70人前後が自殺で亡くなっています。

2. 自殺に至る経緯

従前、自殺は個人の弱さに起因するものと考えられがちでした。しかし家族に自殺された遺族（以下、「自死遺族」）や自殺に瀕した方々の努力により、今まで表に出てこなかつ

釧根支部 木村佳子

た自殺に至る経緯が明らかになってきました。それにより、自殺に至るまでは複合的な要因があり、その中には世間の偏見や、社会資源への接触機会の貧しさも深く関与することが浮き彫りになってきました。内閣府は自殺対策基本法に則り平成19年より「自殺対策白書」を発行し、自殺は「強いられる死」「避けられる死」と捉え直しを進めています。

3. 司法書士にできることは

司法書士に期待されているのは、仕事上接觸するかもしれない自殺に瀕する方々に対して、そのシグナルを読み取り、偏見を廃した上で応じ、社会資源の利用を促し、一緒になって自殺要因の排除に取り組むことです。自死遺族に対しても配慮が必要です。

もっとも口で言うほど簡単でないことは、先生方にとって論を待たないことだと思います。

日司連は平成19年6月に、多重債務の問題から自殺対策に積極的に関与する旨決議しました。平成21年3月には、「自殺予防と遺族支援の取り組みについて」という小冊子を会員に配布し、特に自殺前に陥りやすい精神的な疾患について着目するよう促しています。

「内戦状態」とも表現される現状です。債

務整理がこれほど普及しても自殺者数がいっこうに減らないことに、矛盾も感じています。しかし司法書士が、そして「隣人」である私たちが自殺に瀕した方々や自死遺族に何かできないか、多少なりとも関心を持ち続けて行ければと思います。

4. 参考書籍など

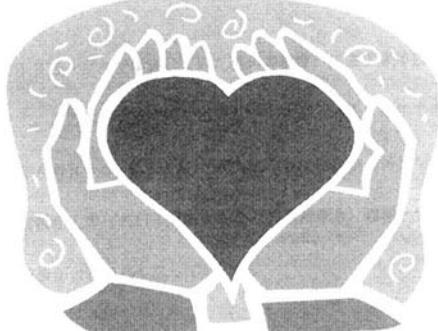
死んではいけない－経営者の自殺防止最前线（佐藤久男著・ゆいぽおと）

お金のために死なないで－多重債務による自死をなくす（弘中照美著・岩波書店）

自殺対策白書（内閣府）

自殺実態白書（自殺実態解析プロジェクトチーム・NPO法人ライフリンク）

司法書士業務のためのメンタルヘルスハンドブック
－自殺予防と遺族支援の取組に向けて－



日本司法書士会連合会
消費者問題等対策本部 地域連携対策部 自死対策WT

釧路司法書士会 会員の動き

★死 亡

●大崎 敏郎 殿（釧根支部）

生年月日 昭和 2年11月 9日
死亡年月日 平成21年11月 2日
登録番号 釧路 第92号
事務所住所 釧路市旭町5番3号

☆入 会



かね た ひさし
金 田 剛 殿
(釧根支部)

登録年月日 平成21年12月10日

登録番号 釧路 第208号

事務所住所 〒085-0814

釧路市緑ヶ岡1丁目6番8号

電話番号 0154-42-7185

FAX番号 0154-42-8382

☆登録事項の変更

●赤堀 彰治 殿（釧根支部）

新事務所 〒088-1151

厚岸郡厚岸町真栄1丁目203番地

(平成21年10月7日届)

釧路司法書士会業務日誌(平成21年10月~12月)

10月

- 1日(木) 全国一斉無料相談会 於：釧路・帯広・中標津
釧路地方法務局根室支局存続要望活動（神津会長・志築理事）
- 2日(金) 釧路地方法務局根室支局存続要望活動（神津会長・志築理事）
全国一斉無料相談会 於：北網
- 17日(土) 第4回ブロック理事会 於：厚生年金会館（神津会長・森理事・佐渡理事）
- 22日(木) 支援センター釧路地方協議会 於：
帯広ワシントンホテル（有賀会員）
一日合同行政相談（行政評価分室相談会） 於：アベニューくしろ（中村圭佐顧問）
在釧理事会 於：事務局
- 23日(金) 21年度全国綱紀委員会会議 於：日司連ホテル（遠藤副会長、杉本会員）
- 24日(土) 消費者問題対応実務セミナー（新潟市）
- 26日(月) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
- 28日(水) 一日合同行政相談（行政評価分室相談会） 於：帯広藤丸デパート（河合支部長）
- 29日(木) 支援センター釧路地方協議会 於：
北見東急イン（真貝支部長）
- 30日(金) 北海道・東北電子政府推進員協議会
於：KKRホテル仙台（森理事）
住宅金融支援機構事務処理・福祉医療機構事務処理 於：事務局
- 31日(土) 第3回 業務研修会「裁判業務」
於：北見ピアソンホテル
クレサラ学校卒業記念研修会 於：
札幌

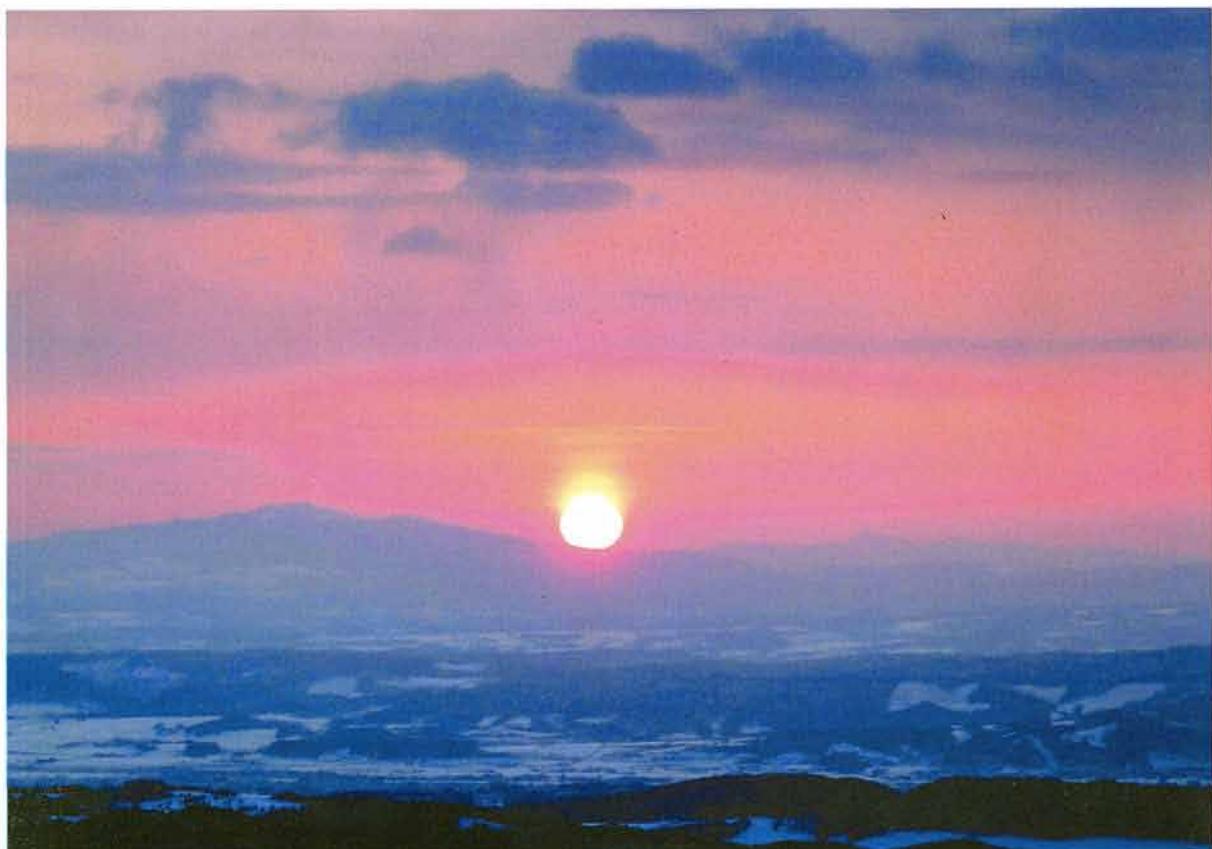
11月

- 4日(水) なんでも個別相談 於：道東経済センター5階（金倉顧問）
- 12日(木) 支援センター釧路地方協議会 於：
釧路プリンスホテル（佐藤理事）
- 14日(土) 21年度地域開催一般業務研修会
於：北海道建設会館9階大ホール
- 16日(月) えせ同和行為対策関係機関連絡会
於：釧路地方法務局北見支局（近江理事）
- 18日(水) 会長会 1日目 於：日司連ホール
- 19日(木) 会長会 2日目 於：日司連ホール
登録面接【金田 剛氏】於：事務局
- 20日(金) 裁判所事務変更打合せ 於：事務局
(志築理事・佐渡理事)
- 21日(土) 拡大専門業務研修会（大阪）
- 22日(日) 拡大専門業務研修会（大阪）
- 23日(月) 拡大専門業務研修会（大阪）
- 26日(木) 会報編集委員会 於：美幌グランドホテル
住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
- 28日(土) 開業支援説明会（神津会長・森理事・有賀会員・酒井勝己会員）
- 30日(月) 住宅金融支援機構事務処理・福祉医療機構事務処理 於：事務局

12月

- 3日(木) 補助者申請【オホーツク司法書士事務所 矢笠原 啓司 殿】
- 4日(金) 成年後見釧路実態調査 於：事務局
(志築理事・佐藤正樹理事)
在釧理事会 於：事務局
- 5日(土) 多重債務者相談 於：釧路市役所
中央研修会伝達講師予定者派遣
於：日司連（上野理事）

6日(日)	成年後見制度学習会	15日(火)	登録交付式【金田 剛氏】於：事務局
8日(火)	農林水産省北海道農政事務所（農地法改正打合せ）於：事務局	22日(火)	ハローワーク・ワンストップサービス 於：釧路・帯広
12日(土)	債権法改正に関する日司連シンポジウム 於：日司連ホール（野村副会長） 多重債務者相談 於：帯広・根室・中標津・北見	24日(木)	住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
13日(日)	司法書士制度広報ブロック会別説明 並びに意見交換会 於：札幌司法書士会（森理事）	25日(金)	ハローワーク・ワンストップサービス 於：北見
		28日(月)	法務局挨拶 住宅金融支援機構事務処理・福祉医療機構事務処理 於：事務局 仕事納め



仁頃山山頂から見た日の出 平成22年1月31日撮影
北網支部 真貝康夫事務所 提供

編集後記

新年号の発行が大幅に遅れたことをお詫びいたします。いつもながらこの編集後記を書くことが唯一の役割となってしまい広報部の皆様、まことに申し訳ありません。年末年始のお忙しい中、原稿を執筆していただいた会員の皆様、ありがとうございました。

会報編集委員 小林伸兼